

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地域集会所（以下「集会所」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>墨田区地域集会所設置条例（昭和57年墨田区条例第8号）<u>別表に掲げる集会所</u></p> <p>墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）<u>別表第5に掲げる有料施設のうち東あずま公園集会所</u></p> <p>墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）<u>別表に掲げる施設のうち次に掲げるもの</u></p> <p>ア 東駒形コミュニティ会館の地域集会所（<u>別表第2において「東駒形集会所」という。</u>）</p> <p>イ 梅若橋コミュニティ会館の地域集会所及び料理室（<u>別表第2において「梅若橋集会所」という。</u>）</p> <p>ウ 横川コミュニティ会館の地域集会所（<u>別表第2において「横川集会所」という。</u>）</p> <p>(利用時間)</p> <p>第2条 集会所（前条第1号に規定する集会所に限る。以下この条から第23条までにおいて同じ。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者（第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手續)</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認められたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>業務計画書の内容が、集会所の効用を最大限に発揮<u>することができる</u>ものであ</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 〔同左〕</p> <p>墨田区地域集会所設置条例（昭和57年墨田区条例第8号）<u>第2条に定める集会所</u></p> <p>墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）<u>第15条に定める東あずま公園集会所</u></p> <p>墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）<u>第4条に定める次に掲げる施設</u></p> <p>ア 東駒形コミュニティ会館の地域集会所（<u>以下「東駒形集会所」という。</u>）</p> <p>イ 梅若橋コミュニティ会館の地域集会所及び料理室（<u>以下「梅若橋集会所」という。</u>）</p> <p>ウ 横川コミュニティ会館の地域集会所（<u>以下「横川集会所」という。</u>）</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 集会所（前条第1号に規定する集会所に限る。以下この条から第23条まで同じ。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者（第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>業務計画書の内容が、集会所の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、</p>

るとともに、その効率的な運営が図られるものであること。

〔略〕

別表第1

1 貸切りの場合

名称	区分	利用料金（1室につき）		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
立川集会所～八広中央集会所		〔略〕		
〔削除〕				
曳舟集会所～太平四丁目集会所		〔略〕		

付記 1・2 〔略〕

2 〔略〕

その効率的な運営が図られるものであること。

〔略〕

別表第1

1 貸切りの場合

名称	区分	利用料金（1室につき）		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
立川集会所～八広中央集会所		〔略〕		
外手集会所		2,400円	3,100円	3,100円
曳舟集会所～太平四丁目集会所		〔略〕		

付記 1・2 〔略〕

2 〔略〕

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。